

# 一般社団法人 日本理学療法学会連合定款細則

令和3年4月26日

学会連合理事会制定

## 第1章

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本理学療法学会連合（以下、「本連合」という。）定款第47条に基づき、定款の施行に必要な細則を定めるものである。

## 第2章

(会員区分や入会要件)

第2条 定款第5条の構成員に基づき、以下に会員区分や入会要件を定める。

2 法人会員の入会要件を以下に定める。

- (1) 2020年度において日本理学療法士学会分科学会であった団体が法人格を取得し、理事会にて承認された法人
  - (2) 本連合の学術団体会員が法人格を取得し、理事会にて承認された法人
  - (3) 法人格を有する法人と、2020年度において日本理学療法士学会分科学会であった団体や本連合学術団体会員が合併により法人となり、理事会にて承認された法人
- 3 学術団体会員の入会要件は、2020年度において日本理学療法士学会部門として活動し理事会にて承認された研究会、および2021年度以降に新たに理事会にて承認された団体とする。

## 第3章

(会員の権利)

第3条 法人会員の権利を以下に定める。

- (1) 本連合による助成を受けることができる。
  - (2) 法人会員の代表者は、本連合理事になることができる。
  - (3) 本連合の社員になることができる。
  - (4) 本連合の会報等の情報提供を受けることができる。
  - (5) 本連合が主催する学術大会等において、連携した活動を行うことができる。
- 2 学術団体会員の権利を以下に定める。
- (1) 本連合による助成を受けることができる。
  - (2) 本連合理事会においてオブザーバーとして出席し、意見を述べるすることができる。
  - (3) 本連合の社員になることができる。
  - (4) 本連合の会報等の情報提供を受けることができる。

- (5) 本連合が主催する学術大会等において、連携した活動を行うことができる。

## 第4章

(年会費等)

第4条 定款第6条に規定する会費は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員の会費は、年額50,000円とする。
  - (2) 学術団体会員の会費は、年額20,000円とする。
- 2 年会費の変更は総会決議とする。

(会員の退会に伴う年会費の扱い)

第5条 会員退会に伴う年会費の扱いを以下に定める。

- 2 会員が退会したときは、当該年度に係る未納の会費については、納付しなければならない。
- 3 会員が退会した場合、既納の会費はいかなる場合も返還しないものとする。

## 第5章

(委員会)

第7条 定款第35条に基づき、会務遂行における重要な事項を審議するため、委員会を置くことができる。また、理事会が必要と認めた場合には、期間を定めて特別委員会を置くことができる。

- 2 委員会の運営並びに委員の選任及び解任については別に定める。

## 第6章

(会則)

第8条 会則の種類は次のとおりとする。

- (1) 定款・・・総則、目的、法人会員、学術団体会員、社員総会、役員、理事会、資産及び会計等の重要な事項について定める。
- (2) 定款細則・・・定款を運用するために必要な事項について定める。
- (3) 規則・・・定款、定款細則その他の法令上又は本連合の管理運営上、基本となる事項を定める。
- (4) 規程・・・定款、定款細則、規則を運用するために必要な事務的、技術的な事項について定める。
- (5) 細則・・・第3号、第4号の規則や規程を受けて、業務を遂行する上でその細部について定める。
- (6) 内規、申合せ、等・・・第5号以外のもので、内部処理に係る事務取扱い、手続き等に関し具体的な事項を定める。

## 第7章

(定款細則の変更)

第10条 本定款細則の変更は、理事会の承認を経て、社員総会に報告する。

附則

1 本定款細則は、この法人の設立登記日より施行する。